

マイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)をご持参ください。

○申告受付日程表

◎町税の未納のある方は、申告受付場所で納付できます。

期日	場所	受付時間	対象地区
2月15日(水)	天坪公民館(旧天坪地区複合集会所)	9:30~11:30	戸手野・馬瀬・枯谷
	郷の家	13:00~15:00	本村・峰
2月16日(木)	大砂子公民館(国道沿)	9:30~11:30	大砂子・柳野・永渕・大久保
		13:00~14:00	
2月17日(金)	住民課税務班(役場1階)	9:00~11:30	小川・津家・日浦・高須・大王下・大王上・杉・桧生・川口南・葛原
		13:00~16:00	
2月20日(月)	岩原部消防屯所	9:00~11:30	岩原・筏木・西峰三谷
	川戸集会所	13:00~14:30	上桃原・下桃原・西久保・川戸・連火
2月21日(火)	久寿軒公民館 (旧久寿軒老人憩いの家)	9:30~12:00	北川一区・北川二区・久寿軒
2月22日(水)	奥大田集会所	9:30~11:00	奥大田・西梶ケ内
	総合ふれあいセンター	13:30~15:00	大田口・目付・西梶ケ内・東梶ケ内 石堂・奥大田・西寺内・東寺内
2月23日(木)	総合ふれあいセンター	9:30~11:30	東庵谷・西庵谷・上東・黒石・中屋 和田・船戸
		13:00~14:30	
2月24日(金)	一の瀬公民館	10:00~12:00	一の瀬・中央
	川口公民館	13:30~15:00	川口・谷・式岩
2月27日(月)	立川三谷集会所	10:00~12:00	立川三谷
	中和・刈屋多目的集会所	13:30~15:00	中和・仁尾ケ内・刈屋
2月28日(火)	大豊町立複合集会所 ひだまり (集落活動センター西峯)	9:30~11:30	野々屋・土居・久生野・大畑井・沖・蔭・ 柚木
		13:00~14:30	
3月1日(水)	穴内公民館(旧穴内会館)	9:00~11:30	式岩・和田・尾生・磯谷・穴内全域
3月2日(木)	豊永公民館 (旧ゆとりすと交流センター)	9:00~12:00	安野々・西土居・八川・佐賀山 東土居・川戸
		13:00~14:00	
3月3日(金)	八畝集会所	9:30~11:30	八畝・西川・立野
	怒田ふるさと館	13:00~14:30	怒田・南大王・三津子野
3月5日(日)	住民課税務班(役場1階)	9:30~11:30	全地区
		13:00~16:30	
3月6日(月)	東豊永公民館 (旧東豊永生涯学習センター)	9:30~11:30	大平・大滝・落合・高原・川井・中内 立野・西川・栗生
		13:00~14:30	

◎当日申告できない方は、3月15日(水)までに税務班(役場1階)へお越しください。また、対象地区以外の場所で申告をされる方は、事前に役場税務班までご連絡ください。

問い合わせ先…住民課税務班 ☎072-0450



町県民税の申告は3月15日までに！



今年も各地区で、所得の申告受付を実施します。申告書を回覧などをお願いしていますので、必要部数を受け取り、下記の事項にご留意のうえ、該当する場所で申告書を提出してください。

◆マイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認ができるもの(運転免許証、保険証など)をご持参ください

◆次に該当する人以外は全員申告書を提出してください

- 所得税の確定申告書を提出している人
- 平成28年中の所得が給与所得のみであった人
- 20歳未満で収入がない人

○平成29年1月1日現在で生活保護法による生活扶助を受けている人
※収入がなかった場合でも、国民健康保険税や、後期高齢者医療・介護保険・福祉サービスなどの負担区分判定の資料になりますので、必ず申告書を提出してください。(郵送可)

◆次の収入がある場合は、必ず計算書・帳簿を持参してください

※申告受付がスムーズに行えるようご協力よろしくお願いいたします。

農業所得…出荷先が発行する計算書、精算書・必要経費の明細書、領収書、帳簿など

日労所得…事業所が発行する賃金支払明細書

個人年金(公的年金等以外の年金)…保険会社発行の通知書(証明書)

※申告書の提出後に税務班の調査によって所得が判明した場合は、その所得を加算して所得金額とします。

◆各種控除を受ける場合の必要書類

- 医療費控除…医療費の領収書および保険金など補てん金額の分かるもの
支払った医療費の合計を事前に集計してください。(病院ごと・個人ごと)
- 社会保険料控除…申告者および生計を共にする配偶者や親族にかかる保険料など(国民健康保険税・国民年金保険料・任意継続保険料など)の納付・控除証明書または領収書
- 生命保険料控除…申告者および扶養親族名義の生命保険料・個人年金保険料支払証明書
- 地震保険料控除…地震保険料および旧長期損害保険料支払証明書
- 寄附金控除…受領書または証明書
- 住宅借入金等特別控除…年末残高証明書、家屋・土地の登記簿謄本または抄本、家屋・土地の売買契約書、住民票の写しなど(初年のみ)

◆平成28年分 公的年金等に係る雑所得の速算表

【求める所得金額＝①×②－③】			
年齢区分	①公的年金等の収入金額の合計額	②割合	③控除
65歳未満 昭和27年1月2日以後に生まれた人	700,001～1,299,999円	100%	700,000円
	1,300,000～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
	公的年金等の収入金額の合計額が700,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		
65歳以上 昭和27年1月1日以前に生まれた人	1,200,001～3,299,999円	100%	1,200,000円
	3,300,000～4,099,999円	75%	375,000円
	4,100,000～7,699,999円	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
	公的年金等の収入金額の合計額が1,200,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。		